

# 災害廃棄物一次仮置場 設置・運営の手引き

令和8年3月

山梨県森林環境部環境整備課

# 目次

1.	はじめに.....	1
	（1）本手引きについて .....	1
	（2）仮置場設置のポイント .....	3
2.	仮置場の選定 .....	6
	（1）仮置場候補地の選定 .....	6
	（2）仮置場の決定 .....	8
3.	管理体制、配置計画（レイアウト）等の決定 .....	10
	（1）災害ごとの廃棄物の特徴 .....	10
	（2）仮置場の配置計画（レイアウト）の決定 .....	10
	（3）必要資材等の確保 .....	13
	（4）管理人員の確保 .....	15
4.	仮置場開設の準備 .....	17
	（1）現地での準備 .....	17
	（2）住民への周知 .....	19
5.	仮置場の運営・管理 .....	21
	（1）搬入 .....	21
	（2）選別・保管 .....	22
	（3）搬出 .....	24
6.	委託する場合 .....	24
	（1）発災当日 .....	24
	（2）発災後数日以内 .....	24

## 1. はじめに

### (1) 本手引きについて

山梨県では、災害に伴い大量に発生する災害廃棄物の処理に備え、平成29年4月に「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定し、また、令和3年9月には「山梨県災害廃棄物処理対応マニュアル」を策定（令和6年5月改定）するなど、平常時や発災後における対策やその手順の指針を示してきた。

また、災害廃棄物の処理にかかる技術的支援の一環として、市町村職員等を対象に情報伝達訓練やワークショップ形式等による訓練を実施するとともに、令和5年8月、令和6年7月及び令和7年10月に、市町村職員等の災害廃棄物の処理に係る対応力の向上を目的に、一次仮置場の設置・運営等の実践的な訓練や発災前の平時の備えから発災後の初動対応を体系的に習得することを目的とした図上訓練を実施した。

訓練においては、仮置場の設置・運営を疑似体験する中で課題を抽出しつつ、一次仮置場を設置・運営する手順の習得を図るとともに、設置に至るまでの事前準備の手順や住民周知の手法等について習得を図った。

本手引きは、この訓練の成果と山梨県災害廃棄物処理計画における仮置場の設置・運営に係る記載内容を具体化するため、「災害廃棄物一次仮置場設置・運営の手引き」として整理し、災害廃棄物処理の主体となる市町村が、一次仮置場を設置・運営する上で、必要となる標準的な事項を取りまとめたものである。

各市町村においては、本手引きを活用し、地域の実情に合わせて、独自に仮置場設置運営の手引きやマニュアル等を作成することにより、有事に備え平時から、災害廃棄物処理の対応力の向上を図っていただきたい。

なお、仮置場には、設置目的などの違いにより、いくつかの種類があるが、本手引きでは、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う「一次仮置場」に関する内容としている。



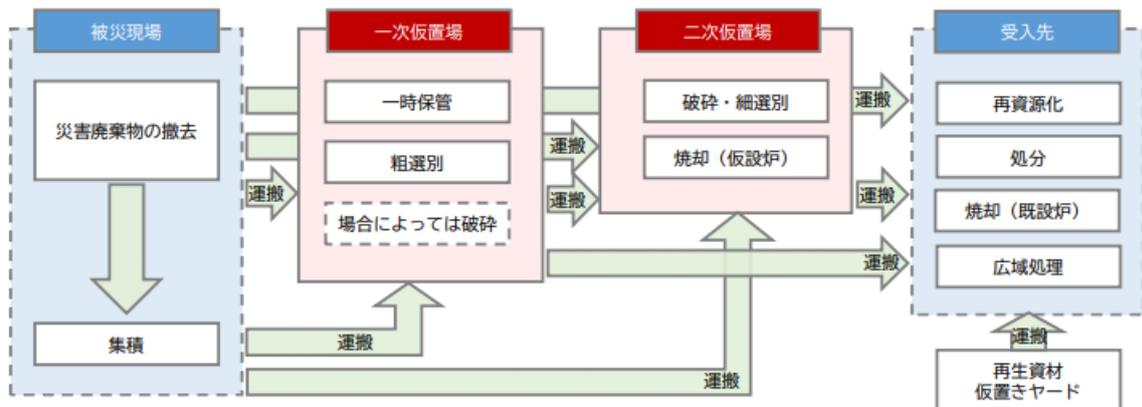
仮置場設置訓練の様子（令和6年7月）



仮置場運営訓練の様子（令和6年7月）



図上訓練（ワークショップ形式）の様子（令和7年10月）



※被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある。  
 ※再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと。

図 1-1 災害廃棄物の流れ

表 1-1 仮置場の種類と定義

種類	定義
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、市町村が設置して管理・運営し、最終的に閉鎖（解消）する。なお、別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に横移動させた場所や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。</li> <li>一次仮置場では、可能な限り粗選別しながら搬入すると同時に、バックホウ等重機や展開選別により、後の再資源化や処理・処分を念頭に粗選別する。</li> <li>場所によっては固定式又は移動式破碎機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破碎処理を行う場合もある。</li> </ul>
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために設置する場所。</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編【技 18-1】（平成 31 年 4 月 1 日改定 環境省）

---

---

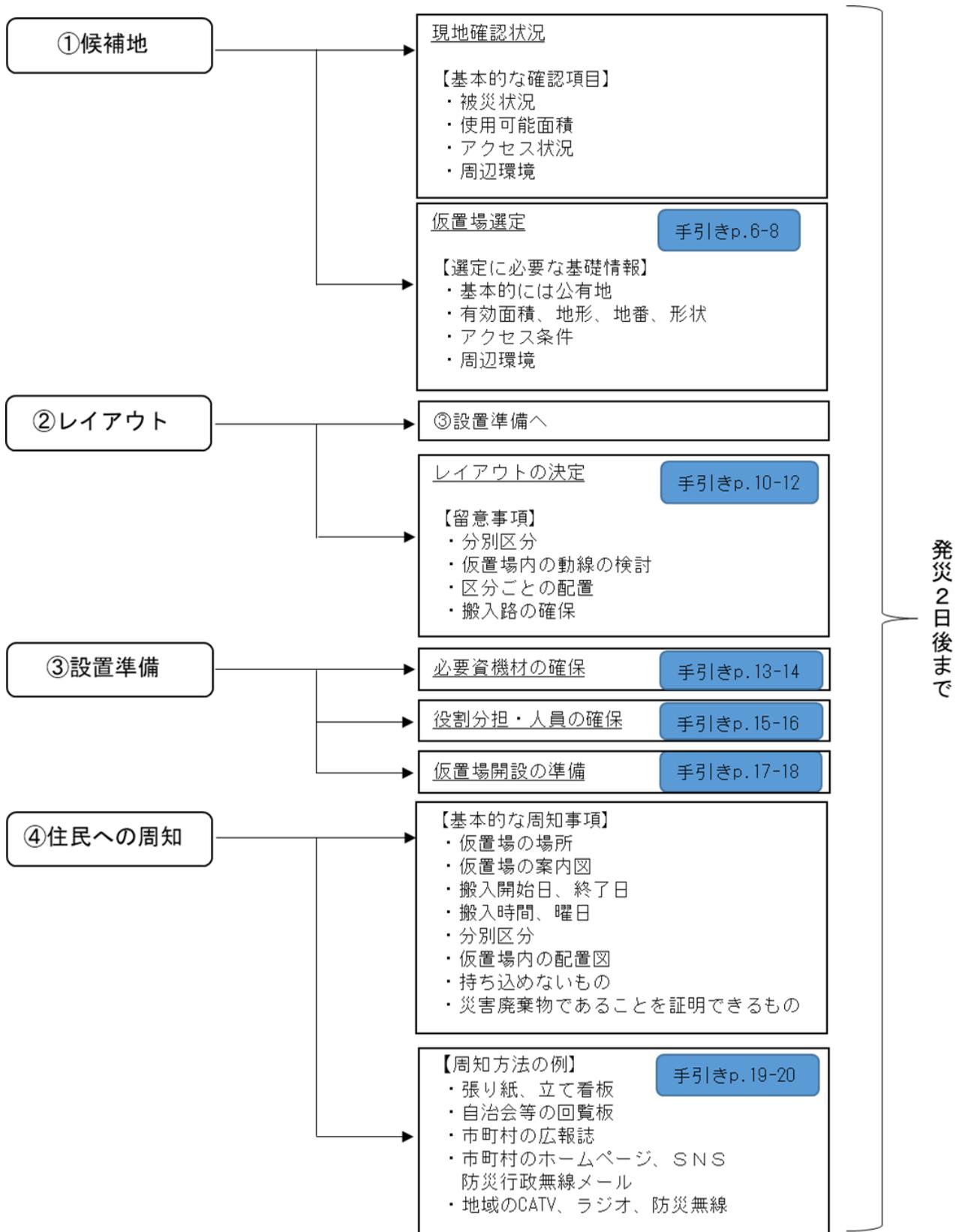
## (2) 仮置場設置のポイント

- ◆どこに設置するのか…………… 仮置場の決定・周知  
\*災害が発生してからでは間に合わないため、事前に設置場所を選定しておく。
  - ◆いつから設置するのか…………… 開設日の決定・周知  
\*災害の規模や種類に応じて、開設時期を想定しておく。
  - ◆誰が管理するのか…………… 人員の確保  
\*住民から大量に搬入されることを踏まえ、必要人員・監督者を想定しておく。
  - ◆誰が持ち込んでよいのか…………… ルールの周知  
\*あらかじめ決めておく。
  - ◆どんなものを持って行ってよいのか…………… 廃棄物区分の決定・ルールの周知  
\*災害の種類に応じて廃棄物を想定しておく。
- (\*) 平時において事前に準備しておくべき留意点

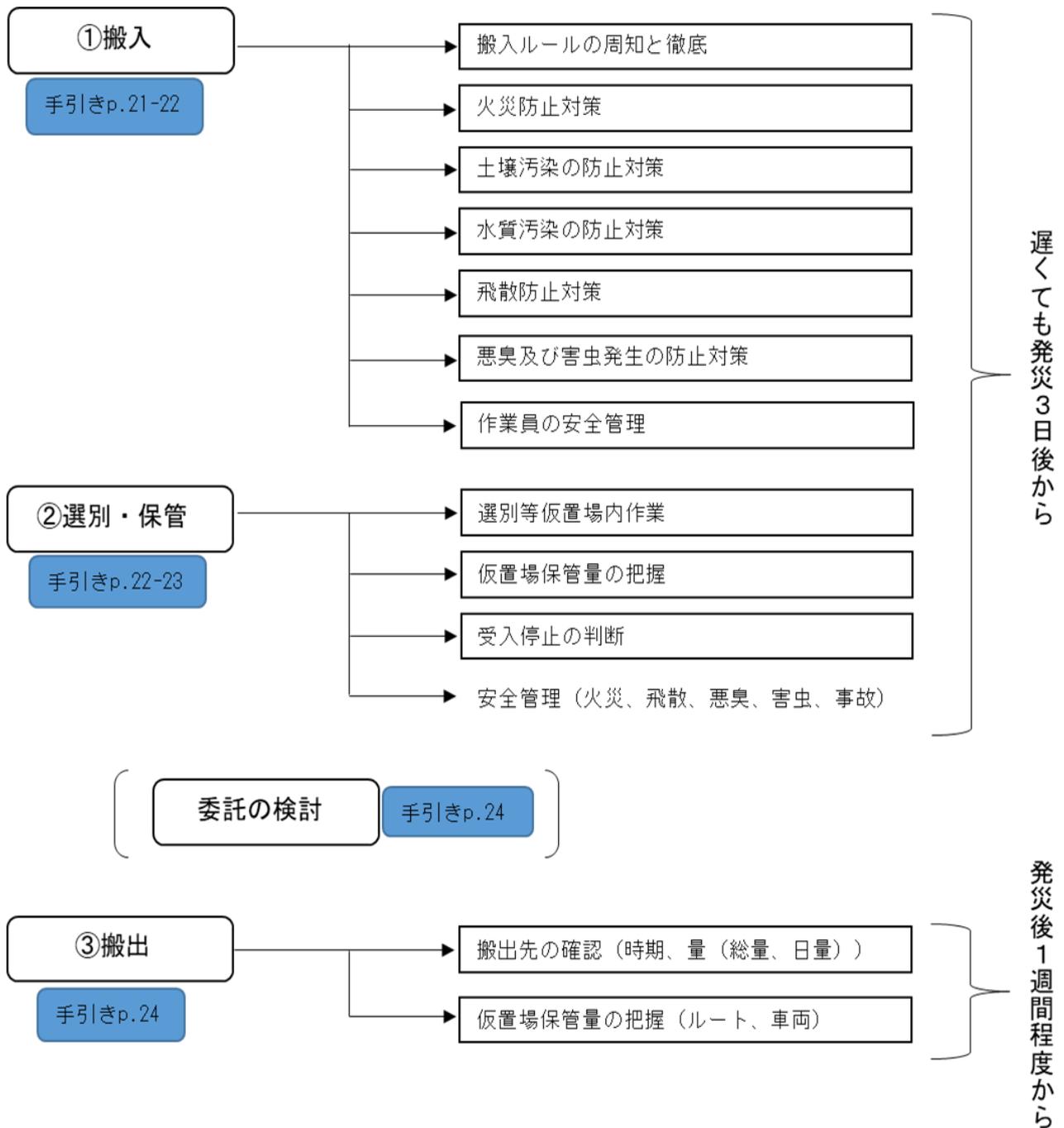
上記のポイントを踏まえ、平時において選定した候補地の中から、被災によって使用不能になっていないか、他用途で使用されていないかなどを確認のうえ、仮置場としての適性が高い場所を優先して開設していく。

## <一次仮置場設置のフロー>

### ① 一次仮置場の設置



## ② 一次仮置場の運営・管理



## 2. 仮置場の選定

### (1) 仮置場候補地の選定

- あらかじめ、以下のような場所を対象に選定を行う。選定時にチェックすべきポイントについては、表 2-1 のとおり。
  - ・ スポーツ施設等の駐車場、公園、グラウンド、未利用の公有地などで、舗装されていることが望ましい。
  - ・ 避難場所として指定されている施設、住宅密集地など生活環境に影響が大きい地域、幹線道路沿いで渋滞が予想される場所などは避ける。
  - ・ 搬出入の動線を考慮するとともに、大型車両の走行に支障がない道路幅員が確保できること。
- 発災後直ちに対応できるように、事前に仮置場候補地の一覧表を作成し、候補地の現地写真を撮影しておき、地図上にプロットしておく。
- 可能な限り現地調査を行い、出入口・道路幅員・交通量・近隣環境等を確認しておく。

表 2-1 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目

項目	条件	理由
所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有地が望ましい。</li> <li>・ 地域住民との関係性が良好である。</li> <li>・ (私有地の場合)地権者の数が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。</li> </ul>
面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広いほどよい。(3,000 m<sup>2</sup>は必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な分別のため。</li> </ul>
平時の土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地、校庭は避けた方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状回復の負担が大きくなるため。</li> </ul>
他用途での利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場に指定されていないほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。</li> </ul>
望ましいインフラ(設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用水、飲料水を確保できること。(貯水槽で可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災が発生した場合の対応のため。</li> <li>・ 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力が確保できること。(発電設備による対応も可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設処理施設等の電力確保のため。</li> </ul>
土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)による土地利用の規制がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続、確認に時間を要するため。</li> </ul>
土地基盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舗装されているほうがよい。</li> <li>・ 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地盤が硬いほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地盤沈下が発生しやすいため。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暗渠配水管が存在しないほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物の重量で暗渠配水管を破損する可能性があるため。</li> </ul>

土地基盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川敷は避けたほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。</li> <li>災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。</li> </ul>
地形・地勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の崩落を防ぐため。</li> <li>レイアウトの変更が難しいため。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な仮置場の整備のため。</li> </ul>
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>変則形状でないほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レイアウトが難しくなるため。</li> </ul>
道路状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>前面道路の交通量は少ないほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型車両の相互通行のため。</li> </ul>
搬入・搬出ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両の出入口を確保できること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の搬入・搬出のため。</li> </ul>
輸送ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅に近いほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。</li> </ul>
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。</li> <li>企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道路線に近接していないほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。</li> </ul>
被害の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種災害（洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次災害の発生を防ぐため。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路啓開の優先順位を考慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期に復旧される運搬ルートを活用するため。</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編【技 18-3】（令和 5 年 1 月 2 0 日改定 環境省）

表 2-2 仮置場候補地一覧の例

施設名	所管部署 (連絡先)	所在地	座標 (GPS)	面積 (㎡)	搬入出可能な 車両の大きさ	備考

**【仮置場候補地選定後の作業】**

発災後に仮置場を設置するまでの間、可能な限り早期に開設時期や場所等に関する情報を住民等へ周知することが重要となる。これによって、住民等は排出先の心配をすることなく、計画的に片付けができるため、勝手仮置場の発生を防止することにもつながる。(水害被害の場合は、浸水等の危険な状態が収まった時点で片付けが始まることに留意)

✓ 住民等への「周知」に用いる各種広報媒体は、平時にフォーマット化しておき、発災後の周知の際には、必要な情報を入力するだけで良い状態にしておく。

👉 環境省関東地方環境事務所「災害廃棄物処理の手引き・広報原稿」等を参照

また、仮置場候補地ごとに搬入経路や搬出経路、仮置場内のレイアウトや人員配置(道路上の交通整理員も含む)計画を作成しておくことで、設置まで時間的ゆとりのない水害被害や職員の参集状況が十分でない体制下における対応にも備えることができる。

**(2) 仮置場の決定**

- 災害廃棄物発生量は、「災害廃棄物対策指針【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法」を参考に、推計を行う。発災直後は、正確な被害情報を把握できないため、災害廃棄物の発生量の推計は、一度だけでなく、最新情報に基づいて適宜見直すことが重要である。また、推計値を基に、「災害廃棄物対策指針【技 18-2】仮置場の必要面積の算定方法」を参考に、仮置場の必要面積を算定する。発災直後は、被害状況が明らかではないため、仮置場の管理・運営を適切に行うことに重点を置きつつ、被害状況や災害廃棄物の仮置場への搬入状況、仮置場からの搬出状況を基に、仮置場を追加で確保する必要性について検討する。

$$\text{面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合}) \quad (\text{式 1})$$

- 表 2-1 (P.7) のすべての項目を満たす土地の確保は困難であることが見込まれるため、仮置場の決定に当たっては、①被災により使用不能になっていないこと、②被災によりアクセスが大幅に制限されていないことを前提に、あらかじめ整理しておいた優先すべき条件に基づき、迅速に決定できるようにしておくことが望ましい。

【仮置場設置の決定に当たって優先すべき条件の例】

○被災地域からの距離

\*被災地域から離れすぎず（車で10分程度）、かつ、住民が位置をイメージしやすい場所とするのが望ましい。令和2年7月の豪雨災害（熊本県）では、被災地域から直線距離で7km程度離れた仮置場を設置したところ、仮置場以外の場所への排出（いわゆる勝手仮置場）が発生した事例がある。

○必要な広さの確保

\*必要面積に満たない場所に仮置場を開設すると、すぐに満杯となり、新たな仮置場を開設する事態が生じる。

\*土地の形状によっては想定した運営ができない場合もあるため、出入口の位置や動線（進入・待機・荷下ろし・退出）が適切に確保し得るのか、事前確認が必要。

○接道状況

\*交通量の多い幹線道路等に面した場所に設置すると、搬入車両が渋滞した場合、当該地域の交通に支障を来すおそれがある。

○底地・隣接地の状況

\*底地は、あらかじめ土地の所有者（管理者）に用途・期間への十分な理解が得られていること、舗装されており設置後にぬかるんで搬入に支障が生じないこと（未舗装であっても鉄板敷きでぬかるみ等を回避することも可）などに留意が必要。

\*仮置場の設置は1年程度もの期間に及ぶケースもある。住家等が近接する地域に設置する場合は、あらかじめ大気・騒音・振動等の対策の実施を見込んでおく必要がある。（住民の苦情・相談窓口、環境モニタリング、現状復旧方法など）

○ 仮置場の候補地から、次の事項を考慮して仮置場を決定する。なお、被災市町村が把握できていない、住民による「勝手仮置場」が発生しないよう、早期に「一次仮置場」の設置を行うことが重要である。

- ・ 被災により使用不能になっていない、アクセスが大幅に制限されていない。
- ・ 被災者が車両等により自ら搬入できる範囲
- ・ 可能な限り広く（目安は3,000㎡以上）、長期間使用できることが望ましい。

○ 水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみが排出され、「勝手仮置場」が設置される場合もあるため、速やかに市町村による一次仮置場の設置を検討する。

○ やむなく学校や住家が近接している場所を仮置場として使用せざるを得ない場合は、使用期間中に大気、騒音、振動等の環境モニタリングを行う等、周辺への影響を確認し、優先的に災害廃棄物を撤去すべき仮置場を把握しておく。

○ 住民から苦情が生じた際には、具体的な内容を聞取りの上、必要な環境保全対策を講じる（表2-3参照）。

表 2-3 環境保全対策の例

想定される苦情	環境保全対策	効果
土埃等で周囲が汚れる。	散水	粉塵の飛散を防止する。
細かい（軽い）廃棄物が飛んでくる。	散水・仮囲い	廃棄物の飛散を防止する。

廃棄物の山を見たくない。	仮囲い	住民から廃棄物が見えないようにする。
重機の音がうるさい。	防音シート	騒音を軽減させる。
仮置場周辺の道路が汚れている。	道路清掃	周辺道路を定期的に清掃し清潔を保つ。
汚水が流れている（雨水・排水処理についての苦情）。 ※仮置場の規模や排水の水質によって、排水処理施設を設置	水処理	公共用水域の水質汚濁を防止する。

### 3. 管理体制、配置計画（レイアウト）等の決定

#### （1）災害ごとの廃棄物の特徴

災害ごとの廃棄物の特徴を表 3-1 に示す。

表 3-1 災害ごとの廃棄物の特徴

災害の種類	廃棄物の特徴
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の倒壊によるがれき類が大量に排出される</li> <li>・損壊家屋の解体時に災害廃棄物量が多くなり、長期間に渡って排出される</li> <li>・余震が収まってから排出されるため、タイムラグが生じる</li> <li>・アスベスト等を含む有害物質を含んだものが排出される</li> <li>・災害廃棄物の発生量が単一基礎自治体の処理能力を上回る</li> </ul>
水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家財が中心である</li> <li>・浸水が終われば、すぐに片付けが始まる</li> <li>・気温等、季節的な要因（衛生対策等）がある</li> <li>・水を含んだ畳・家電製品等、重い物が多い</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂が発生し、災害廃棄物が土砂と混合する</li> </ul>
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に屋外にあるものが巻き込まれ、混合廃棄物となり、散乱する</li> </ul>

#### （2）仮置場の配置計画（レイアウト）の決定

仮置場を迅速に開設するためには、仮置場候補地毎に配置計画（レイアウト）を検討し、開設後、搬入量等の状況に応じてレイアウトを変更する。なお、災害の種類によっては、排出される廃棄物の種類が異なることから、配置計画は、図 3-1 を参考に災害の種類毎に検討しておく必要がある。

- 災害廃棄物は分別して保管する。
- 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量の多いものは、あらかじめ広めの面積を確保する。
- 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積込みスペースを確保する。

- スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないようそれぞれ離して、飛散防止のため可能な限りコンテナ等に入れて仮置きする。また、石膏ボードからは保管状態によっては、硫化水素が発生する可能性があるため、水分との接触を避けるようにコンテナ上部をシートで覆うことや、フレコンバッグ保管を検討し、早期に搬出し、処理を行う。
- アスベスト及びリチウムイオン電池、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- 仮置場内を円滑に通行できるように、一方通行の動線とするよう努める。
- 渋滞緩和のため、入口から数台分の待機スペースを取っておくことが望ましい。
- 本手引きの13ページ以降に記載する必要資材、必要人員、運営上の安全、環境対策等の記載事項にも留意して、レイアウトの決定や開設の準備を進める。

表 3-2 分別区分の例

分別区分	具体例
①可燃物	布類、紙類、プラスチック類
②可燃性大型ごみ	木製家具類、布団
③畳	水分を含んだ畳
④木くず	角材、生木
⑤不燃物	ガラスくず、陶磁器くず
⑥不燃性大型ごみ	マットレス、スチール家具、アルミサッシ
⑦金属くず	調理器具（鍋、やかん）、自転車
⑧廃家電	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、小型家電（家電4品目以外）
⑨土砂	土砂
⑩有害物、危険物	農薬、消火器、ガスボンベ類、電池、バッテリー、蛍光灯等

- ※ 家電類は便乗ごみの排出を促進する可能性もあるため、自治体判断により仮置場レイアウトから除外したり、クリーンセンター等管理可能な場所への直接持込に限定したりすることも考えられる。
- ※ 上記区分のほか、土砂災害時には、廃棄物混入土砂（市街地に流入し、流木その他廃棄物と混在している堆積土砂等）をレイアウトに追加する。

例 1: 出入口が別々。動線は反時計回り。場内を全面的に利用。

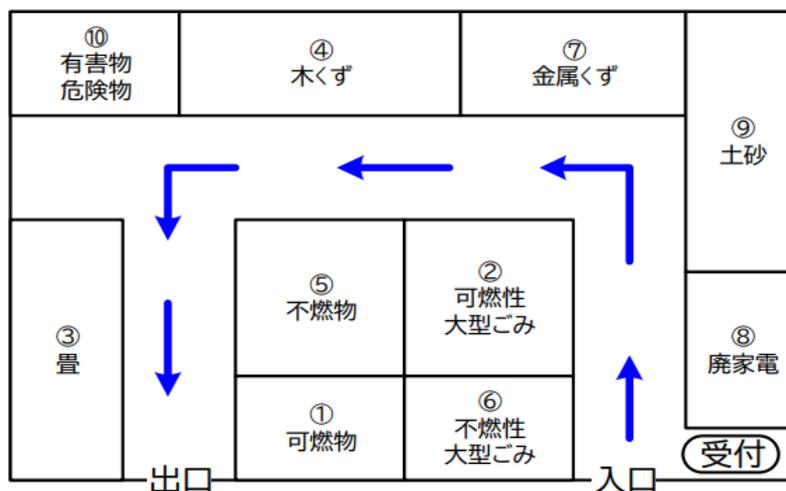


図 3-1 一次仮置場の配置計画（レイアウト）例（1）

出典：「令和4年度災害廃棄物処理府県提案型モデル事業（近畿ブロック）」災害廃棄物処理に係る模擬実施結果

例 2:出入口 1 箇所。動線は時計回り。場内中心部を開けて利用。

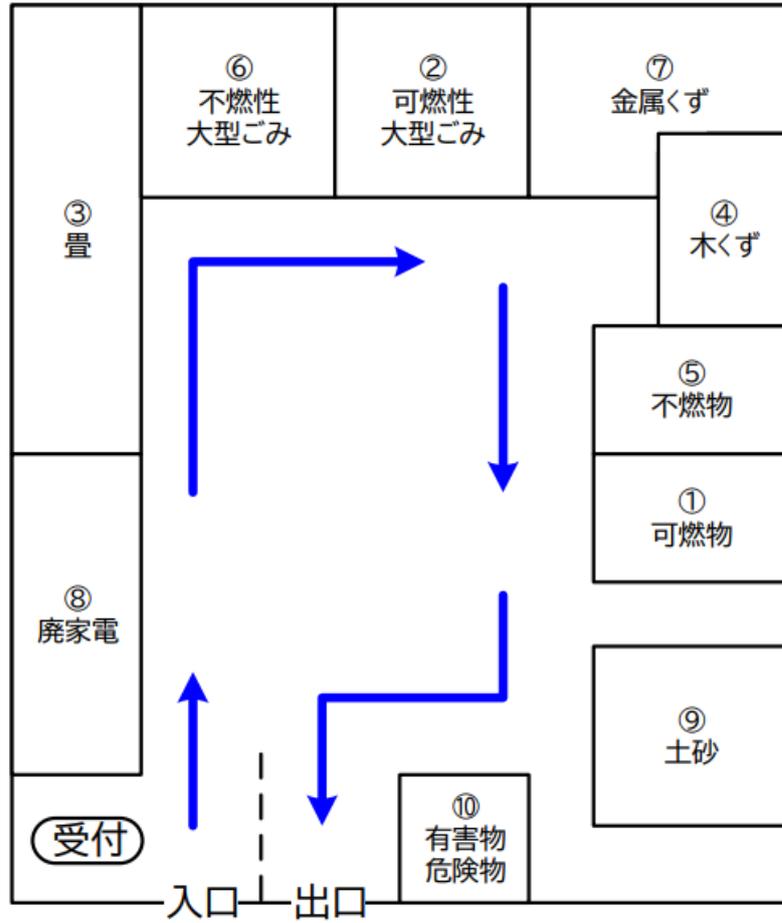


図 3-2 一次仮置場の配置計画（レイアウト）例（2）

出典：「令和 4 年度災害廃棄物処理府県提案型モデル事業（近畿ブロック）」災害廃棄物処理に係る模擬実施結果

### (3) 必要資材等の確保

- 仮置場の設置・運営に必要な資機材を確保する。
- 災害時に不足することが予想される資機材については、あらかじめリストアップし、可能なものについては市町村で備蓄しておく。また、関係団体等の所有する資機材のリストを事前に作成し、連携・協力体制を確立しておく。

表 3-3 一次仮置場における必要資機材例

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて確保する
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	マグネット付のバックホウ等	敷鉄板の敷設		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（侵入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付用品	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、	○	
	マグネット、スケルトン	積み上げ、搬出車両の積み込み		○
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉塵の飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備、散水車	粉塵の飛散防止		○

管 理	発電機	電灯や投光器、水噴霧のための 電力確保、職員の休憩スペース における冷暖房稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放 熱・温度・一酸化炭素濃度の測 定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の清掃（美観の 保全）		○

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編【技 17-1】（令和5年1月20日改定 環境省）

#### (4) 管理人員の確保

- 仮置場における次の管理業務を実施するために必要な人員を決め配置する。
  - ・ 仮置場及びその周辺の交通整理、車両誘導
  - ・ 搬入者の受付対応
  - ・ 車両からの荷下ろし、分別の手伝い、分別指導
  - ・ 搬入時間外の警備（不法投棄防止、盗難防止）
- 必要な人員は、職員のほか、協定に基づく無償支援、有償委託（建設業者、廃棄物関係業者、警備会社等）により確保し、常時複数人が作業に当たることのできる体制とする。

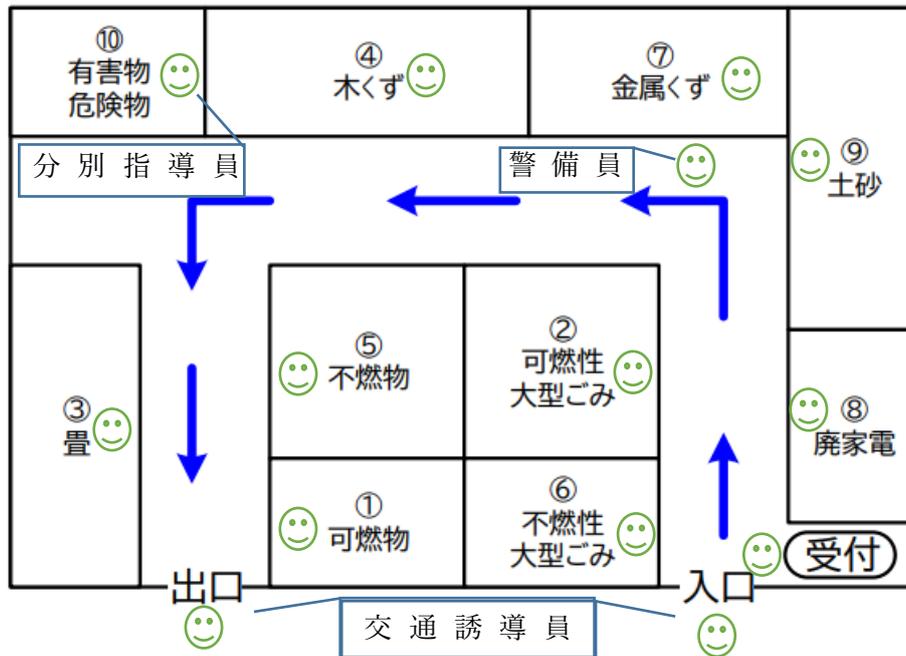


図 3-3 管理人員の配置例

表 3-4 仮置場運営に必要な人数例

区分	役割	人数	備考
住民が直接仮置場に搬入する場合  (搬出作業を行う場合) (重機を用いる場合)	受付	1名	
	交通誘導員	1名	場合によっては増員
	分別指導員	複数名	
	荷下ろし補助員	複数名	分別指導員と兼任も可
	警備員	1名	場合によっては増員
	運搬車両の運転手	複数名	車両の台数分
	重機のオペレーター	複数名	重機の台数分
地域で設置した集積所等から市町村等が回収する場合	受付	1名	
	交通誘導員	1名	
	分別指導員	複数名	
	荷下ろし補助員	複数名	分別指導員と兼任も可
	警備員	1名	場合によっては増員
	運搬車両の運転手	複数名	車両の台数分
	重機のオペレーター	複数名	重機の台数分
	集積所からの回収車両の運転手	複数名	車両の台数分
	集積所から回収積込要因	複数名	

## 4. 仮置場開設の準備

### (1) 現地での準備

仮置場の開設に向けて、次の事項に留意し現地での準備を進める。

- 管理業務に当たる人員の役割分担を決定する。特に、交通誘導員は、搬入ルールが守られていない場合の対応についても確認する。
- 全体レイアウトを確認する。必要であればロープや三角コーン等を用いて、種類別の区画を明示する。また、立て看板等を用いて分別種類を表示する。
- 仮置場の地盤がアスファルト以外の場合、可能であれば敷鉄板等で養生しておく。
- 受付を設置し、受付ルールを確認する。受付後の搬入ルートについても確認する。
- 災害査定に備えて、写真や配置図等の記録を残しておく。撮影場所やアングル等は固定し、仮置場ごとの日報として整理することを推奨する（表 4-1 参照）。

表 4-1 災害査定に備えた仮置場の記録内容例

記録内容	記録方法
仮置場の状況 (使用前、使用中、使用が終わった場合は使用后)	写真 ・使用前の状況がわかるようにする。 ・使用中の設備や使用機材も記録する。
搬入出の様子	写真、日報 ・日報にある程度の搬入物等を記録しておくことが望ましい。 ・廃棄物を搬入出していることが分かるように記録を残す。
搬入された廃棄物（種類別）	写真 ・どのようなものが仮置場にある（あった）のかがわかるようにする。
配置がわかるもの	写真、図面 ・仮置場返還時のトラブルを避けるため、どこに何を置いていたのかを記録する。
仮置場内の廃棄物量	写真、日報 ・可能であれば、仮置場にある廃棄物量を定期的に記録する。 ・測量が難しい場合は、概ねの形状・面積・高さ等を記録する。

#### ●仮置場実地訓練を踏まえた仮置場設置のポイント

- ①廃棄物の区画は、立て看板や地面に明示し、廃棄物を例示する。
- ②地域性を踏まえ、多言語にて表記する。
- ③受付を効率よく行うために、受付後に通行証を配布し、次回の身分確認を省略する。



写真 4-1 仮置場における開場案内  
(愛媛県大洲市、平成 30 年 7 月豪雨)



写真 4-2 仮置場の案内掲示例  
(大分県日田市、令和 2 年 7 月豪雨)



写真 4-3 仮置場における閉場案内  
(愛媛県宇和島市、平成 30 年 7 月豪雨)



写真 4-4 仮置場内の区分表示例  
(福岡県久留米市、令和 3 年 8 月豪雨)



写真 4-5 仮置場内の区分表示例  
(熊本県山江村、令和 2 年 7 月豪雨)



写真 4-6 仮置場内の区分表示例  
(千葉県芝山町、令和元年房総半島台風)

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

## (2) 住民への周知

仮置場の開設に向けて、住民が混乱しないための周知を行う。主な広報内容を表 4-2 に、周知方法については表 4-3 に示す。周知方法ごとにフォーマット等を予め準備しておくといい。

住民が災害廃棄物を搬入する際に、持ち込まれる災害廃棄物が分別されていない場合は、仮置場で分別して荷下ろしするように指導が必要となり、渋滞発生要因ともなりうる。したがって、搬入時の渋滞緩和、円滑な処理・処分のためには、予め分別して搬入することを住民へ周知する必要がある。また、混廃化を防ぐ住民周知のポイントを表 4-4 に示す。

表 4-2 主な広報内容

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仮置場の場所、搬入開始日、搬入時間・曜日、搬入終了日</li><li>※ 廃家電等の便乗ごみになりやすいものは、自治体等が管理可能な場所への直接持込に限定したり、引き取りの場合でも写真撮影及び現物確認を必須としたりする等の工夫を施す。</li><li>・ 仮置場の案内図、分別方法別配置図</li><li>・ 分別方法（分別搬入の促進）</li><li>・ 仮置場に持ち込み不可であるもの（生ごみ（生活ごみ）、有害廃棄物、引火性のもの）と、それらの処理方法</li><li>・ 災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書等（罹災証明書は発行まで時間がかかる））</li></ul>
---

表 4-3 主な周知方法

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仮置場や避難所での張り紙や立て看板</li><li>・ 自治会等の回覧板</li><li>・ 公民館等の掲示板</li><li>・ 市町村の広報誌</li><li>・ 市町村のホームページ、SNS、防災行政無線メール</li><li>・ 地域のCATV、ラジオ、防災無線</li></ul>
---

表 4-4 混廃化を防ぐ住民周知のポイント

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 混廃化を防ぐ分別を徹底する広報・周知を早期に実施することが重要</li><li>・ 「可能な限り」などのあいまいな表現は厳禁であり、分別の徹底を周知</li><li>・ 指定箇所以外の排出は不可であることを周知</li><li>・ ボランティアセンターにも分別方法について伝達し、ボランティアにも分別について理解をしてもらうことが必要</li><li>・ 周知方法は、広報紙、回覧板、広報車両、防災行政無線、SNS、テレビ、FM など多チャンネルでの周知が重要</li></ul>
--

被災された方・ボランティアの皆様へのお祝い 年月日

# 災害により発生したごみの出し方・仮置場のご案内

●生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

●豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

**注意事項**

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください

場所：○○○○○○○○ ※裏面をご覧ください

開設期間：○月○日まで 9:00~16:00

<p>もやすごみ (プラスチック・衣類)</p>	<p>ガラス・陶磁器</p>	<p>金属類</p>
<p>瓦・ブロックくず</p>	<p>小型の電気製品</p>	
<p>たたみ・ソファ・ふとん</p>	<p>木製家具</p>	<p>家電4品目</p>

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○-○○○○）へ相談してください。

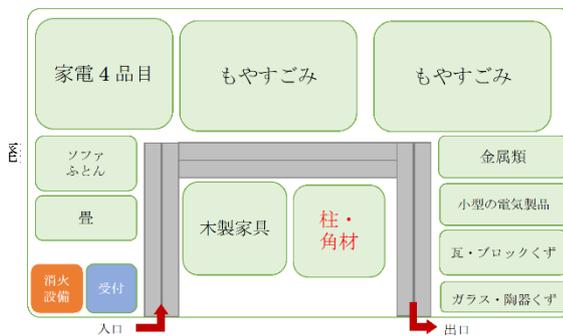
【問合せ】○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○

【仮置場案内図】



【○○仮置場】  
場所：○○○○○○○○  
開設期間：○月○日まで  
開設時間：9:00~16:00

【○○仮置場の分別配置図】



<様式1> 搬入物調査票

震災廃棄物搬入承諾申請書(兼減免申請書)

年月日

仙台市長

住所	(電話)
氏名	

震災に起因する廃棄物(震災ごみ)を市民用仮置場に搬入したいので、下記のとおり申請します。

搬入者の氏名	
発生した場所	
ごみの種類へ該当するものすべてに○	1 一辺が2mを超える大型家具
	2 一辺が2m以下の家具類(主に木製またはプラスチック製のもの)
	3 一辺が2m以下の家具類(主に金属製のもの)
	4 金属製品(家具類を除く)
	5 ガラス類、ガラス製品
	6 たたみ
	7 その他の燃えるごみ
	8 燃えないごみ(瓦、ブロック、土砂等)
	9 家電製品(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、パソコンを除く)
	10 その他のごみ(具体的に: )

※裏面の注意事項を守ってください。搬入禁止物の持ち込みはできません。

<搬入にあたり守っていただくこと>

- 1 搬入物の検査を受けること
- 2 市民用仮置場内では、最徐行すること
- 3 搬入物は、種類毎に指定場所に自ら降ろすこと
- 4 市民用仮置場内では、火気を使用しないこと
- 5 その他、係員の指示に従うこと

<搬入できるもの>

- 1 仙台市内で、地震及び津波等により発生又は破損したごみであり、以下の「搬入できないもの」に該当しないごみ

<搬入できないもの>

- 1 家庭ごみ、紙類、缶・びん等、プラ製容器包装  
※収集再開後、集積所に排出してください。
- 2 事務ごみ
- 3 毒性、危険性、引火性をゆうするもの  
(電池、毒劇薬、農薬、溶剤、塗料、廃油、ガスボンベ、消火器、バッテリー・火薬、ガソリン、灯油、ライター等)
- 4 火気のあるもの(燃え殻等)
- 5 著しい悪臭を発するもの、多量の汚水を排出するもの
- 6 法令でリサイクルが義務付けられているもの  
(テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、パソコン)
- 7 その他処理の難しいもの  
(ピアノ、排気量50cc超のオートバイ、タイヤ等)

出典：東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録（平成26年9月、環境省東北地方環境事務所・一般財団法人 日本環境衛生センター）

図4-1 広報資料の例

## 5. 仮置場の運営・管理

仮置場の設置者は、次の事項に留意して管理を行う。また、運営方法については、定期的に見直しを行いながら状況に合わせて改善していく。

### (1) 搬入

#### ① 搬入ルールの周知と徹底

- 災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員等を配置する。
- 搬入の受付（搬入者の確認、搬入物の確認、搬入台数のカウント）、場内案内、分別指導、荷下ろし等の人員を確保し、混合ごみを抑制する。
- 薬品類やガスボンベ等の有害性・危険性のある処理困難物は、適切に分別・保管し、早期に処理する。（場合によっては、仮置場への持込を禁止することも検討。）
- 仮置場への不法投棄防止のため、夜間の出入口の封鎖や看板の設置等の対策を講じる。

#### ② 火災防止対策

- 災害廃棄物の積み上げ高さは、最大5 m（畳は2 m未満）とし、可燃性のものが多い場合は、高さ3 m程度とする。
- 可燃物の設置面積は、200 m<sup>2</sup>以下、山と山の間は、2 m以上間隔をあける。
- 山の間隔を空けられない場合は、可燃物の設置面積が200 m<sup>2</sup>を超える場合に1本のガス抜き管を設置し、熱を放散させる。
- 可燃物からの水蒸気の発生について目視による確認を毎日行う。
- 可燃物から水蒸気が見られた場合は、直ちに温度を測定し（表層から1 m程度の深さ）、70℃程度以下であれば、その部分の切り返しと置き換えの作業を行う。80℃を超える場合は、不用意な切り返しは行わず、側面を覆土して温度が下がるのを待つ。
- 水蒸気よりも速くあがる蒸気または煙が見られた場合には、直ちに消防へ連絡する。
- 臭いの異常（油のような臭い）を感じた時は、温度測定し、上記の対応をとる。

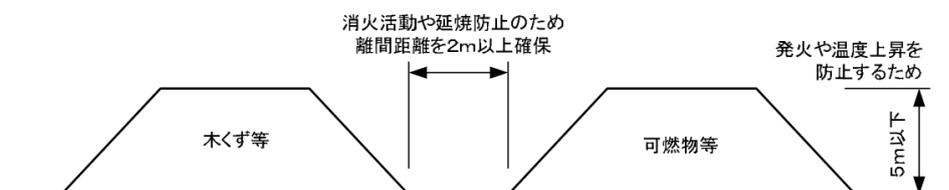


図 5-1 理想的な仮置場の廃棄物堆積状況

出典：仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）（震災対応ネットワーク・国立環境研究所）

#### ③ 土壌汚染の防止対策

- 未舗装の仮置場には砕石や鉄板設置、仮舗装等により、車両・重機の通行確保や汚水の浸透防止を図る。
- 廃棄物の保管等による影響を把握できるよう、供用前の土壌をサンプリングしておくことが望ましい。特に、民有地を利用する場合にあっては、返還時の原状復帰の条件等を所有者とあらかじめ調整しておくことが重要となる。

---

---

#### ④水質汚染の防止対策

- 敷地内で発生する排水、雨水の適正処理をする。
- 雨水排水の出口近傍や土壌汚染のおそれのある箇所を確認する。
- 必要に応じて遮水シートを敷設する。

---

#### ⑤飛散防止対策

- 災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物へ適宜散水を行い、また、スレート・壁材等をフレコンバッグに保管する等適切に対応する。
- アスベストを含む建材は家屋解体の段階で対処すべきであるが、アスベストを含有する可能性のある廃棄物が仮置場に持ち込まれた場合は、シート掛けやフレコンバッグへの封入により飛散防止対策を講じる。必要に応じて散水や粉じん防止剤散布をし、アスベストを湿潤化させ、飛散防止を図る。
- 建築廃材を持ち込む場合は、アスベストのモニタリングを行う等、必要な対策を講じる。
- 強風時は、仮置場への搬入を停止し、周囲への飛散防止に努める。

---

#### ⑥悪臭及び害虫発生の防止対策

- 生ごみの持込禁止、薬剤の事前準備、散水等により、仮置場周辺の衛生環境を維持する。
- 畳や木質の家具等の腐敗により悪臭や害虫が発生する可能性がある場合は、適宜消臭剤や殺虫剤を散布する。

---

#### ⑦作業員の安全管理

- 作業は安全・衛生面に配慮した服装で行うものとし、防塵マスク、保護メガネ、安全靴等、必要な保護具を用意する。

##### ●仮置場実地訓練を踏まえた仮置場運営のポイント

- ①便乗ごみ対策として、廃棄物となった経緯を確認する（主にブラウン管テレビ）。
- ②搬入の混雑・渋滞を防ぐためには、分別して持ち込むことが重要であり、分別して持ち込みを行った場合には、優先的に搬入が可能となる『ファストレーン方式』を検討する。
- ③搬入のルールや分別方法を記したチラシを配布し、次回以降の分別を促す。

## （２）選別・保管

---

#### ①選別等仮置場内作業

- 分別指導を適切に行うため、分別スペースには掲示板のみでなく管理人員を配置する。
- なるべく奥の方からごみを置いていく、重機による整理とかきあげを行う（仮置場管理業務として廃棄物処理業者に委託する）といった工夫により、効率的に土地を活用する。
- 分別区分ごとに運営側であらかじめ該当するごみを置いておく「見せごみ」により、

後から搬入する住民が前例に倣い分別した状態で廃棄物の仮置きが進み、混合ごみの発生を抑制する。

- 不法投棄や便乗ごみ禁止の掲示を行い、夜間等は閉鎖する。

## ②仮置場保管量の把握

- 仮置場が不足することを防ぐため、仮置場の保管量を把握しておく。
- 仮置場の残余地が減ることで、廃棄物が混合化することが予想される。

## ③受入停止の判断

- 仮置場の余力に応じて、受入を停止する判断基準を定めておく。
- あらかじめ追加の仮置場候補地を決定し、速やかに変更できるよう備える。

## ④安全管理（火災、飛散、悪臭、害虫、事故）

災害廃棄物の処理に当たり生じる周辺環境の衛生上の支障に対する対策について、表 5-1 に示す。また、粗選別及び破碎・選別を行う作業場所について、環境調査を行う。作業環境のモニタリング項目については、施工計画の内容を踏まえて、協議により決定する。

表 5-1 周辺環境の衛生上の支障への対策

環境衛生上の支障	対策
粉じん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じんの発生を極力抑えるため、必要に応じて場内散水・清掃を実施</li> <li>・一定以上の風速時には作業を調整・休止するよう、判断基準を設定</li> <li>・アスベストが仮置場に持ち込まれた場合、分別してシート掛けやフレコンバッグに封入して保管</li> <li>・可能な限り早い段階で一般大気中のアスベストを測定（災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成 29 年 9 月）を参照）</li> </ul>
悪臭・有害ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭等の発生を極力抑えるため、必要に応じて消石灰等を散布</li> <li>・著しい臭気を発生する災害廃棄物が確認された場合には、ドラム缶・フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な作業時間帯、作業工程の設定</li> <li>・作業機械の整備不良による騒音等を生じさせないための十分な点検、整備の実施</li> <li>・作業待ち時の機械等のエンジンの停止</li> <li>・必要に応じて遮音施設（壁、シート等）を設置</li> </ul>
飛散、流出、地下浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、飛散防止ネットや遮水シートを活用</li> <li>・衛生上支障と判断される災害廃棄物が確認された場合には、ドラム缶・フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理</li> </ul>
衛生害虫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・害虫の発生を極力抑えるため、消石灰等を散布</li> <li>・衛生上支障と判断される災害廃棄物が確認された場合には、ドラム缶・フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理</li> </ul>

### (3) 搬出

#### ① 搬出先の確認

- 残り容量が少なく分別や受入れに支障が生じているもの、混廃化等管理状態の悪化により二次災害のリスクが高くなっているもの、腐敗性のもの（廃畳等）については、優先的に受入先を確保し、搬出する。
- 搬出に関する仕様（廃棄物の種類、大きさ、運搬方法（バラ、袋等）等）を確認する。
- 搬出先及び搬出先までの運搬手段（車、コンテナ等）、運搬する主体、運搬ルート等を確認する。

#### ② 搬出ルールの検討

- 搬出時間を調整し、搬入車両と搬出車両の渋滞を防ぐ。
- 搬出した廃棄物量について、計量方法を決定しておく（仮置場での計量、搬出先での計量、どちらも計量）。

## 6. 委託する場合

仮置場の設置・運営については、被災市町村単独での対応は困難であることが想定されるため、他の自治体からの支援の受け入れや民間事業者等への委託を視野に検討する。また、あらかじめ関係者等と災害発生時の対応について協議や調整を行っておくことも重要である。

### (1) 発災当日

- 委託先の安否状況を確認する。
- 仮置場の管理人員は、庁内他部署、シルバー人材センター、災害ボランティアセンター、近隣市町村、民間事業者、協定締結団体等と調整し確保する。
- 災害廃棄物の管理体制（交通誘導・受付・場内誘導・荷下ろし等）と配員を調整する。

### (2) 発災後数日内

- 仮置場の管理・運営は早期に民間事業者へ委託し、住民対応は庁内職員が対応する。
- 民間事業者への委託内容は、管理・運営全般とし、搬出車手配、搬出先確保、資機材の調達、人員の確保も含めたものとする。

【参考：山梨県が締結している災害時の廃棄物処理に関する協定一覧】

協定締結先	協定名	締結日
一般社団法人山梨県産業資源循環協会	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	平成17年5月12日
山梨県カーリサイクル協同組合	大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定	平成25年9月11日
山梨県内市町村及び一部事務組合	山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	令和5年3月27日
山梨県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿等の収集運搬等の協力に関する協定	令和8年2月12日

---

---

山梨県森林環境部環境整備課

〒 400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

TEL : 055-223-1515

FAX : 055-223-1507